

## 連結納税の適用開始時における調整等

### 1 連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益

#### (1) 制度の概要

連結納税に係る承認を受ける子法人のうち最初連結親法人事業年度開始の時に親法人との間に完全支配関係を有するもの(3及び4において「申請子法人」といいます。)が、連結開始直前事業年度終了の時に有する時価評価資産の評価益又は評価損は、その連結開始直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとなります。ただし、次の から に掲げる法人には適用されません(法61の11 )。

(注)1 「連結開始直前事業年度」とは、最初連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度をいいます。ただし、 3(7)の (イ)及び (ロ) に掲げる時価評価法人については、最初連結親法人事業年度終了の日の属する事業年度が「連結開始直前事業年度」となります(改正法附則9 )。以下同じです。

2 法人の平成18年12月31日前に終了する連結開始直前事業年度においては、次の から に掲げる5年前の日は、平成14年1月1日としてそれぞれに掲げる法人に該当するかどうかを判定することになります(改正法附則9 )。

3 次の から において発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除きます。)の全部を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、 2(3)(完全支配関係)及び同(4)(株式等の保有割合の判定)に準じて行うこととなります(法令122の12 )。

親法人が最初連結親法人事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に株式移転により設立され、かつ、その親法人がその株式移転の日からその開始の日まで継続してその株式移転に係る完全子会社(商法第352条第1項に規定する完全子会社をいいます。)であった法人の発行済株式(自己が有する自己の株式を除きます。)の全部を直接又は間接に保有している場合のその完全子会社であった法人

親法人が最初連結親法人事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日まで継続して法人の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除きます。以下2までにおいて「発行済株式等」といいます。)の全部を直接又は間接に保有している場合のその法人

親法人又はその親法人に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている法人(において「完全子法人」といいます。)が最初連結親法人事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する法人を設立し、かつ、その親法人がその設立の日からその開始の日まで継続してその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している場合のその法人

親法人が最初連結親法人事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に適格合併、合併類似適格分割型分割又は株式移転(以下において「適格合併等」といいます。)により法人(その適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は完全子会社がその5年前の日からその適格合併の日の前日、その合併類似適格分割型分割の日の前日又はその株式移転の日まで継続して発行済株式等の全部を直接又は間接に保有していた法人に限り、)の発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなり、かつ、その親法人がその適格合併等の日からその開始の日まで継続してその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している場合のその法人

(注) 法人が最初連結親法人事業年度開始の日の5年前の日からその適格合併の日の前日、その合併類似適格分割型分割の日の前日又はその株式移転の日までの間に設立された法人である場合には、上記「その5年前の日」は「その設立の日」となります。

最初連結親法人事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に法人の株主の有するその法人の商法第220条ノ6第1項に規定する端株のその法人、その親法人、完全子法人による買取りその他これに類する買取り又は法人の株主等が法令の規定によりその有するその法人の株式(出資を含みます。において同じです。)の保有を制限されたことに伴うその株式のその法人、その親法人、完全子法人による買取りによりその親法人が法人(その親法人がその5年前の日からこれらの買取りの日まで継続して取得済株式等の全部を直接又は間接に保有していた法人に限り、)の発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなり、かつ、その親法人がその有することとなった日からその開始の日まで継続してその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している場合のその法人

(注)1 法人が最初連結親法人事業年度開始の日の5年前の日から上記の買取りの日までの間に設立された法人である場合には、上記「その5年前の日」は「その設立の日」となります。

2 「取得済株式等」とは、法人の発行済株式等のうち内国法人(親法人)がこれらの買取りの直前に直接又は間接に保有していたものをいいます。

親法人が最初連結親法人事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に株式交換により法人(その株式交換に係る完全子会社及びその完全子会社がその5年前の日からその株式交換の日まで継続して発行済株式等の全部を直接又は間接に保有していた法人に限り、)の発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなり、かつ、その株式交換の日からその開始の日まで継続してその発行済

株式等の全部を直接又は間接に保有している場合のその法人。ただし、次の要件のすべてを満たしているものに限ります。

(注) その法人が最初連結親法人事業年度開始の日の5年前の日からその株式交換の日までの間に設立された法人である場合には、上記「その5年前の日」は「その法人の設立の日」となります。

(イ) 最初連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度(Ⅱ)及び(Ⅲ)において「開始直前事業年度」といいます。)終了の時に、その法人の時価評価資産(棚卸資産、その株式交換に伴って法令の規定により保有を制限されることとなるもの及びこれに類するものを除きます。)の全部につき、その開始の日以後に譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由による利益の額又は損失の額を益金の額又は損金の額に算入することが見込まれていないこと。

(ロ) 法人の開始直前事業年度終了の時の届出対象資産について、その開始直前事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、次に掲げる事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出していること(法規27の13の2)。

届出対象資産の種類

届出対象資産の名称

届出対象資産の所在する場所

その法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

親法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

開始直前事業年度終了の時に、届出対象資産の帳簿価額

その他参考となるべき事項

(注) 1 上記の「届出対象資産」とは、次の(2)の時価評価資産(この時価評価資産に該当するかどうかの判定に当たっては、(2)[時価評価資産から除かれる資産]の「帳簿価額が1,000万円未満の資産」として行います。)に該当するものをいいます。

2 法人が 3(2)ハ(承認申請期限の経過措置)の適用を受け連結納税に係る承認を受けるものである場合には、上記の「提出期限」は「提出期限と 3(2)ハの申請書の提出期限とのいずれか遅い日」と読み替えることとなります(改正法附則9)。

(Ⅲ) 開始直前事業年度終了の時に、親法人が継続してその法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有することが見込まれていること。

(注) 法人がその親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人との間で、その法人を被合併法人とする合併を行うことが見込まれている場合には、その連結子法人をその法人とみなして(Ⅲ)を満たしているかどうかを判定することとなります(法令122の12)。

(ニ) 親法人が明らかに法人税を免れる目的でその法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとしたと認められるものでないこと。

## (2) 時価評価資産

(1)の時価評価資産とは、固定資産、棚卸資産である土地(土地の上に存する権利を含みます。)有価証券、金銭債権及び繰延資産のうち次の[時価評価資産から除かれる資産]に掲げるもの以外のものをいいます。以下2において同じです(法61の11、法令122の12)。

なお、時価評価資産(1)の から までの法人の有するものを除き、(1)により評価益又は評価損を益金の額又は損金の額に算入するものに限ります。)には、法人税法第25条第1項《資産の評価益の益金不算入》及び第33条第1項《資産の評価損の損金不算入》の規定は適用されません(法令122の12)。

### [時価評価資産から除かれる資産]

子法人が前5年内事業年度等において次に掲げる規定の適用を受けた減価償却資産(その減価償却資産が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人(以下において「被合併法人等」といいます。)から移転を受けたものである場合には、その被合併法人等のその前5年内事業年度等において次に掲げる規定の適用を受けたものを含みます。)

(イ) 法人税法第42条第1項、第2項、第5項又は第6項《国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》

(ロ) 法人税法第44条第1項又は第4項《特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》

(ハ) 法人税法第45条第1項、第2項、第5項又は第6項《工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》

(ニ) 法人税法第47条第1項、第2項、第5項又は第6項《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》

- (ホ) 法人税法第49条第1項又は第4項《特別勘定を設けた場合の保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》
- (ハ) 法人税法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》(イ)から(ホ)までにより同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。
- (ト) 租税特別措置法第67条の4第1項、第2項又は第3項《転廃業助成金等に係る課税の特例》(同条第9項において同条第2項を準用する場合及び同条第10項において同条第3項を準用する場合を含みます。)
- (チ) 租税特別措置法第68条の102第1項、第2項又は第3項《転廃業助成金等に係る課税の特例》(同条第10項において同条第2項を準用する場合及び同条第11項において同条第3項を準用する場合を含みます。)
- (注) 「前5年内事業年度等」とは、子法人が親法人との間にその親法人による完全支配関係を有することとなった日以後最初に開始する連結親法人事業年度開始の日の5年前の日以後に終了する各事業年度又は各連結事業年度をいいます。において同じです。

法人税法第61条の3第1項第1号《売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等》に規定する売買目的有価証券

法人税法施行令第119条の14《償還有価証券の帳簿価額の調整》に規定する償還有価証券資産の価額(資産を一定の単位に区分した後のそれぞれの資産の価額をいいます。において同じです。)とその帳簿価額(資産を一定の単位に区分した後のそれぞれの資産の帳簿価額をいいます。において同じです。)との差額が子法人の資本等の金額の50%に相当する金額又は1,000万円のいずれか少ない金額に満たない場合のその資産

- (注) 1 「一定の単位」とは、法人税法施行規則第27条の15第1項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》の規定により区分した単位と同じです(法規27の13の2)。
- 2 前5年内事業年度等においてに掲げる規定の適用を受けた固定資産(の減価償却資産を除きます。)で、その価額がその帳簿価額を超えるものについては、上記の「資産の価額とその帳簿価額との差額」は、その前5年内事業年度等においてに掲げる規定により損金の額に算入された金額又はその超える部分の金額のいずれか少ない金額を控除した金額となります。
- 3 資産が法人税法第61条の6第1項《繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ》に規定するデリバティブ取引等により同項に規定するヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする同項第1号に規定する資産で同項の規定の適用を受けているものである場合には、上記の「資産の価額とその帳簿価額との差額」は、その資産の価額と修正帳簿価額(その資産の帳簿価額にそのデリバティブ取引等に係る法人税法施行令第121条の3第2項に規定する有効性割合がおおむね80%から125%までとなっていた直近の同令第121条第1項に規定する有効性判定におけるそのデリバティブ取引等に係る同令第121条の3第4項に規定する利益額に相当する金額を加算し、又はその資産の帳簿価額から同項に規定する損失額に相当する金額を減算した金額をいいます。)との差額によることとなります(法令122の12)。

最初連結事業年度開始日(親法人が連結納税の承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日をいいます。以下 までにおいて同じです。)に子法人が自己を被合併法人とする合併又は分割法人とする分割型分割により、合併法人又は分割承継法人に移転する資産及びその合併又は分割型分割によりその親法人又は子法人にその発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されている他の子法人が親法人との間に完全支配関係を有しなくなる場合のその保有されている他の子法人の有する資産

(注) 上記の「合併法人又は分割承継法人」には、最初連結事業年度開始日において親法人による完全支配関係があるものは含まれません。

最初連結事業年度開始日に子法人が自己を合併法人とする合併又は分割承継法人とする分割型分割により、親法人との間に完全支配関係を有しなくなる場合のその子法人の有する資産及びその合併又は分割型分割により、その子法人にその発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されている他の子法人が親法人との間に完全支配関係を有しなくなる場合のその保有されている他の子法人の有する資産

### (3) 時価評価資産の評価益・評価損

時価評価資産の評価益又は評価損とは、それぞれ次の金額をいいます(法61の11)。

- イ 時価評価資産の評価益 連結開始直前事業年度終了の時における時価評価資産の価額(時価)がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額
- ロ 時価評価資産の評価損 連結開始直前事業年度終了の時における時価評価資産の帳簿価額がその時の価額(時価)を超える場合のその超える部分の金額

#### (4) 適用関係

この制度は、法人の施行日（平成14年8月1日）の翌日から起算して6月を経過する日（平成15年2月1日）以後に終了する事業年度終了の時に有する時価評価資産について適用されます（改正法附則9）。

### 2 連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益

#### (1) 制度の概要

最初連結親法人事業年度開始の日以後に連結親法人との間に完全支配関係を有することとなったこと又は連結申請特例年度において親法人との間にその親法人による完全支配関係を有することとなったことにより連結納税に係る承認を受ける法人（3及び4において「加入子法人」といいます。）が連結加入直前事業年度終了の時に有する時価評価資産の評価益又は評価損は、その連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。ただし、次の から に掲げる法人には適用されません（法61の12）。

(注)1 「連結加入直前事業年度」とは、連結親法人又は親法人との間にこれらの法人による完全支配関係を有することとなった日の前日の属する事業年度をいいます。ただし、4の(イ)及び(ロ)に掲げる時価評価資産等を有する法人については、最初連結親法人事業年度終了の日の属する事業年度が「連結加入直前事業年度」となります（改正法附則10）。以下同じです。

2 法人の平成18年12月31日前に終了する連結加入直前事業年度においては、次の から に掲げる「5年前の日」は「平成14年1月1日」として、それぞれに掲げる法人に該当するかどうかを判定することになります（改正法附則10）。

3 次の から において発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除きます。）の全部を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、2の(3)（完全支配関係）及び(4)（株式等の保有割合の判定）に準じて行うこととなります（法令122の13）。

4 時価評価資産（(1)の から までの法人の有するものを除き、(1)により評価益又は評価損を益金の額又は損金の額に算入するものに限ります。）には、法人税法第25条第1項《資産の評価益の益金不算入》及び第33条第1項《資産の評価損の損金不算入》の規定は適用されません（法令122の13）。

連結親法人又は連結子法人が発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する法人を設立した場合のその法人

連結親法人が適格合併又は合併類似適格分割型分割（以下 において「適格合併等」といいます。）により法人（適格合併等に係る被合併法人又は分割法人がその適格合併等の日の5年前の日からその適格合併等の日の前日まで継続して発行済株式等の全部を直接又は間接に保有していた法人に限ります。）の発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなった場合のその法人

(注) 法人が適格合併等の日の5年前の日からその適格合併等の日の前日まで間に設立された法人である場合には、上記「その適格合併等の日の5年前の日」は「その法人の設立の日」となります。

法人の株主の有するその法人の商法第220条ノ6第1項に規定する端株のその法人、連結親法人、連結子法人による買取りその他これに類する買取り又は法人の株主等が法令の規定によりその有するその法人の株式（出資を含みます。以下 において同じです。）の保有を制限されたことに伴うその株式のその法人、連結親法人、連結子法人による買取りによりその連結親法人が法人（その連結親法人がこれらの買取りの日の5年前の日から買取りの日まで継続して取得済株式等の全部を直接又は間接に保有していた法人に限ります。）の発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなった場合のその法人

(注)1 法人が上記の買取りの日の5年前の日からその買取りの日までの間に設立された法人である場合には、上記「これらの買取りの日の5年前の日」は「その法人の設立の日」となります。

2 「取得済株式等」とは、その法人の発行済株式等のうち連結親法人が上記の買取りの直前に直接又は間接に保有していたものをいいます。

連結親法人が株式交換により法人（その株式交換に係る完全子会社及びその完全子会社とその株式交換の日の5年前の日からその株式交換の日まで継続して発行済株式等の全部を直接又は間接に保有していた法人に限ります。）の発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなった場合のその法人。ただし、次に掲げる要件のすべてを満たしているものに限ります。

(注) 法人が株式交換の日の5年前の日からその株式交換の日までの間に設立された法人である場合には、上記「その株式交換の日の5年前の日」は「その法人の設立の日」となります。

(イ) 株式交換の時に、その法人の時価評価資産（棚卸資産、その株式交換に伴って法令の規定により保有を制限されることとなるもの及びこれに類するものを除きます。）の全部につき、その株式交換の後に譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由による利益の額又は損失の額を益金の額又は損金の額に算入することが見込まれていないこと。

(ロ) 法人のその株式交換の時の届出対象資産について、その株式交換の日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、次に掲げる事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出

していること(法規27の13の3)。

届出対象資産の種類

届出対象資産の名称

届出対象資産の所在する場所

その法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

連結親法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

株式交換の日

株式交換の時ににおける届出対象資産の帳簿価額

その他参考となるべき事項

(注)1 上記の「届出対象資産」とは、1(2)の時価評価資産(この時価評価資産に該当するかどうかの判定に当たっては、1(2)[時価評価資産から除かれる資産]の を「帳簿価額が1,000万円未満の資産」として行います。)に該当するものをいいます。

2 法人が 3(2)八(承認申請期限の経過措置)の適用を受け連結納税に係る承認を受ける連結親法人との間に最初連結親法人事業年度においてその連結親法人による完全支配関係を有することとなるものである場合には、上記の「提出期限」は「提出期限と 3(2)八の申請書の提出期限とのいずれか遅い日」と読み替えることとなります(改正法附則10)。

(II) 株式交換の時ににおいて、その連結親法人が継続してその法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有することが見込まれていること。

(注) 法人がその連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人との間で、その法人を被合併法人とする合併を行うことが見込まれている場合には、その連結子法人をその法人とみなして(II)を満たしているかどうかを判定することとなります(法令122の13)。

(二) 連結親法人が明らかに法人税を免れる目的でその法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとしたと認められるものでないこと。

## (2) 時価評価資産の評価益・評価損

時価評価資産の評価益又は評価損とは、それぞれ次の金額をいいます(法61の12)。

イ 時価評価資産の評価益 連結加入直前事業年度終了の時ににおける時価評価資産の価額(時価)がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額

ロ 時価評価資産の評価損 連結加入直前事業年度終了の時ににおける時価評価資産の帳簿価額がその時の価額(時価)を超える場合のその超える部分の金額

## (3) 適用関係

この制度は、法人の施行日(平成14年8月1日)の翌日から起算して6月を経過する日(平成15年2月1日)以後に終了する事業年度終了の時に有する時価評価資産について適用されます(改正法附則10)。

## 3 長期割賦販売等に係る繰延長期割賦損益額の計上

### (1) 制度の概要

申請子法人又は加入子法人が連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度において、法人税法第63条第1項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用を受けている場合には、その適用を受けている長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る収益の額及び費用の額は、連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入することとなります。ただし、1(1)の から までに掲げる法人(「1 連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益」の適用を受けない法人)及び2(1)の から までに掲げる法人(「2 連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益」の適用を受けない法人)には、適用はありません(法63)。

(注)1 上記「資産の販売等に係る収益の額及び費用の額」には、次に掲げるものは含まれません。(2)において同じです。

法人税法第63条第1項の規定により連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入されるもの

法人税法第63条第1項の規定により連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入されるもの

2 この制度により益金の額又は損金の額に算入することとなる金額には、法人税法第63条第1項の規定の適用を受けて連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度前の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入されるものが含まれます(法令126)。

3 次に掲げる場合には、上記「連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度」は「最初連結親法人事業年度終了の日の属する事業年度」と読み替えて(1)を適用することとなります(改正法附則12)。

申請子法人がI 3(2)八(承認申請期限の経過措置)により申請を行い連結納税に係る承認を受け、かつ、最初連結親法人事業年度終了の日の属する事業年度の前事業年度(事業年度開始の日がその最初連結親法人事業年度開始の前日である場合にはその事業年度)終了の時に時価評価資産等を有する場合

内国法人(親法人)がI 3(2)八(承認申請期限の経過措置)により申請を行い連結納税に係る承認を受け、かつ、最初連結親法人事業年度においてその内国法人(親法人)との間に完全支配関係を有することとなった加入子法人がその完全支配関係を有することとなった日の属する事業年度終了の時に時価評価資産等を有する場合

- 4 1(1)の から までに掲げる法人及び2(1)の から までに掲げる法人に該当するかどうかの判定に当たっては、法人の平成18年12月31日前に終了する連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度においては、1(1)の から まで及び2(1)の から に掲げる5年前の日は平成14年1月1日として、それぞれに掲げる法人に該当するかどうかを判定することになります(改正法附則12 )。

## (2) 繰延長期割賦損益額が1,000万円未満の場合等の不適用

長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る契約が次のイ又はロに該当する場合には(1)の適用はありません(法63 、法令125の2 )。

イ 連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度終了の時における繰延長期割賦損益額(次の金額が の金額を超える場合には の金額から の金額を控除した金額とし、 の金額が の金額を超える場合には の金額から の金額を控除した金額をいいます。)が1,000万円に満たない契約

その資産の販売等に係る収益の額

その資産の販売等に係る費用の額

ロ 次の イ又はロ に掲げる契約

最初連結事業年度開始日(親法人が連結納税の承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日をいいます。以下 までに同じです。)に子法人が合併又は分割型分割(その親法人及び他の子法人のいずれにも該当しない法人を合併法人又は分割承継法人とするものに限り、)により、合併法人又は分割承継法人に移転する契約及び合併又は分割型分割により、その親法人又は子法人に発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されている他の子法人が親法人との間に完全支配関係を有しなくなる場合のその保有されている他の子法人の有する契約

最初連結事業年度開始日に子法人が自己を合併法人とする合併又は分割承継法人とする分割型分割により、親法人との間に完全支配関係を有しなくなる場合のその子法人の有する契約及びその合併又は分割型分割により、その子法人に発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されている他の子法人が親法人との間に完全支配関係を有しなくなる場合のその保有されている他の子法人の有する契約

## (3) 適用関係

この制度は、法人の施行日(平成14年8月1日)の翌日から起算して6月を経過する日(平成15年2月1日)以後に終了する事業年度において、法人税法第63条第1項の規定の適用を受けている場合について適用されます(改正法附則12 )。

## 4 特別勘定の取崩し

### (1) 制度の概要

申請子法人又は加入子法人が連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度終了の時に、次に掲げる特別勘定の金額(1,000万円以上のものに限り、)を有している場合には、その特別勘定の金額は、連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります。ただし、1(1)の から までに掲げる法人(「1 連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益」の適用を受けない法人)及び2(1)の から までに掲げる法人(「2 連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益」の適用を受けない法人)には、適用はありません(措法64の2 、65、65の8、65の12、65の14、震災特例法21、措令39<sup>21</sup> 22、39の7<sup>52</sup> 53、39の9<sup>19</sup> 20、39の9の2<sup>12</sup> 13、震災特例法令18<sup>34</sup> 35)。

① 租税特別措置法第64条の2第1項《収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》に規定する特別勘定(連結事業年度において設けた同法第65条の71第1項《収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の特別勘定を含みます。)

② 租税特別措置法第65条第3項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》に規定する特別勘定

③ 租税特別措置法第65条の8第1項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》に規定する特別勘定(連結事業年度において設けた同法第68条の79第1項《特定の資産の譲渡に伴

い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の特別勘定を含みます。)

- ④ 租税特別措置法第65条の12第1項《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》に規定する特別勘定（連結事業年度において設けた同法第68条の83の第1項《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の特別勘定を含みます。）
- ⑤ 租税特別措置法第65条の14第1項《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》に規定する特別勘定（連結事業年度において設けた同法第68条の85第1項《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の特別勘定を含みます。）
- ⑥ 震災特例法第21条第1項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》に規定する特別勘定（連結事業年度において設けた同法第26条の6第1項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の特別勘定を含みます。）

(注) 1 (1)に規定する法人が連結開始直前事業年度終了の時に(1)の から の特別勘定の金額を有する場合において、その特別勘定の金額が次に掲げる特別勘定に該当するときは、その特別勘定の金額について(1)の適用はありません。

最初連結事業年度開始日(親法人が連結納税の承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日をいいます。以下 までにおいて同じです。)に子法人が適格合併又は適格分割型分割(その親法人及び他の子法人のいずれにも該当しない法人を合併法人又は分割承継法人とするものに限り、)により、合併法人又は分割承継法人に引き継ぐ特別勘定の金額及び合併又は分割型分割により、その親法人又は子法人に発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されている他の子法人が親法人との間に完全支配関係を有しなくなる場合のその保有されている他の子法人の有する特別勘定の金額

最初連結事業年度開始日に子法人が自己を合併法人とする合併又は分割承継法人とする分割型分割により、親法人との間に完全支配関係を有しなくなる場合のその子法人の有する特別勘定の金額及び合併又は分割型分割により、その子法人に発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されている他の子法人が親法人との間に完全支配関係を有しなくなる場合のその保有されている他の子法人の有する特別勘定の金額

2 次に掲げる場合には、上記「連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度」は「最初連結親法人事業年度終了の日を含む事業年度」と読み替えて(1)を適用することになります(改正法附則24、32)。

申請子法人が 3(2)八(承認申請期限の経過措置)により申請を行い連結納税に係る承認を受けた場合で、かつ、最初連結親法人事業年度終了の日を含む事業年度の前事業年度(その事業年度開始の日がその最初連結親法人事業年度開始の日前である場合にはその事業年度)終了の時に時価評価資産等を有するとき

内国法人(親法人)が 3(2)八(承認申請期限の経過措置)により申請を行い連結納税に係る承認を受けた場合において、最初連結親法人事業年度にその内国法人(親法人)との間に完全支配関係を有することとなった加入子法人がその完全支配関係を有することとなった日を含む事業年度終了の時に時価評価資産等を有する場合

3 1(1)の から までに掲げる法人及び2(1)の から までに掲げる法人に該当するかどうかの判定に当たっては、法人の平成18年12月31日前に終了する連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度においては、1(1)の から まで及び2(1)の から に掲げる5年前の日は平成14年1月1日として、それぞれに掲げる法人に該当するかどうかを判定することになります(改正法附則24、32)。

## (2) 適用関係

この制度は、法人の施行日(平成14年8月1日)の翌日から起算して6月を経過する日(平成15年2月1日)以後に終了する事業年度終了の時に有する(1)の から の特別勘定の金額について適用されます(改正法附則24、32)。